

障害者の権利はどこまで保障されたのか！

障害者権利条約・基本合意・骨格提言をにぎって離さない新たな運動を！

今年は「完全参加と平等」をスローガンに掲げた国連・国際障害者年(1981年)から40年。この間、“障害者権利条約”が国連で採択され(2006年)、日本も締約国になりました(2014年)。権利条約は、障害のある人の権利保障運動の大きな羅針盤となっています。権利条約を背景に、団体間の協力・共同による施策改善を求める運動が活性化し、自立支援法違憲訴訟団と国との「基本合意」、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」と、当事者参画による公文書が生まれました。これを握って離さない決意をもって運動を継続していくことが大切です。

しかし、障害のある人の権利はどこまで保障されたでしょうか？「基本合意」「骨格提言」後の10年では、やまゆり園事件、優生保護法被害や中央省庁の障害者雇用水増しの発覚、身体拘束や虐待の多発など、障害のある人の権利侵害、差別・排除が看過できない社会問題となっています。

これら事件や問題を風化させることなく、いまを生きる障害のある人の暮らしと尊厳を保障するため、国民的な理解と共感を得られる施策が実現した未来を見据え、歴史に学びながら現在の課題に向き合った新たな取り組みを進めていくことがいま、必要です。

2021年

第1回

1/23(土)

午後1時~3時

『国際障害者年40年 障害者施策と運動の歩みを検証する』(仮)

- ◆講師: 藤井 克徳 (日本障害者協議会代表)
- ◆今を生きる障害者に学ぶ: 優生保護法被害訴訟原告



第2回

2/6(土)

午後1時~3時

『「基本合意」「骨格提言」10年—2つの 公文書の意義を今、あらためて共有しよう』(仮)

- ◆講師: 藤岡 毅 (障害者自立支援法違憲訴訟弁護団事務局長)
- “藤岡弁護士に聞いてみよう！”コーナーを予定
- ◆今を生きる障害者に学ぶ: 自立支援法違憲訴訟原告



第3回

3/13

(土)

午後
1時~3時

パネルディスカッション 『今を生きる障害者 — 障害者権利条約を力に！』

*それぞれの障害の経験から

- ◇寒川 吟子 はらからの家福祉会ライフパートナー(ピアサポーター)
- ◇土本 秋夫 北海道本人活動・当事者運動連絡協議会北風の会事務局長
- ◇篠原 三恵子 筋痛性脳脊髄炎の会理事長
- コメンテーター: 木村 英子 参議院議員
- コーディネーター: 藤井 克徳 JD 代表 / 増田 一世 JD 常務理事



◆1講座 1,500 円(3回 4,000 円) *学生 1 講座 500 円

◆要約筆記、手話通訳、点字資料(要約版)用意します。お申し込みは裏面をご覧ください。



主催: 認定 NPO 法人 日本障害者協議会 (JD)

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 Eメール: office@jdnet.gr.jp
TEL 03-5287-2346 FAX 03-5287-2347 HP <http://www.jdnet.gr.jp/>



日本障害者協議会（JD）2020年度 連続講座申し込み

FAX送信先:03-5287-2347（JD事務局）

*申し込み用紙にご記入の上、FAX・Eメールにてお送りください。

- 講座1 1月23日（土）講師:藤井克徳
- 講座2 2月6日（土）講師:藤岡毅
- 講座3 3月13日（土）パネルディスカッション

※ウェブでも受け付けています。

<https://forms.gle/u1c2HGQxXJwymqyy8> ⇒



□講座2では、講師の藤岡弁護士への質問コーナー「藤岡弁護士に聞いてみよう！」を予定しています。質問を希望される方はその旨、以下にご記入ください。（大学生・大学院生に限定させていただきます）折り返しご連絡します。

□受講料 1講座 1,500円(3回 4,000円) 学生 1講座 500円。

以下の口座へのご送金をお願いします。郵便振替用紙が必要な方には郵送します。

〔 郵便振替口座 00120-2-70876 または、ゆうちょ銀行(当座)〇一九店 70876 〕
〔 口座名義はいずれも 日本障害者協議会 〕

.....申し込み用紙.....

お申し込み日 月 日
【*のある箇所には必ずご記入ください。】
1. *受講される講座に○を付けてください。 講座1() 講座2() 講座3() ※郵便振替用紙の郵送を希望する()
1-(2)講座2で質問を希望する()←希望の方は○を付けてください。 質問を希望される動機や質問の概要を短くお書きください。 〔 〕
2. *お名前(よみ)
3. 所属団体(ある場合)
4. *メールアドレス
5. *住所 〒
6. *携帯番号(Zoom 接続などの確認事項が生じたときの連絡のためお知らせください。)
7. 障害により必要な方は○を付けてください。 要約筆記() 手話通訳() 点字資料/要約版() テキストデータ()